厚生労働省令 第二十号

　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
　平成十七年二月二十四日　　厚生労働大臣　尾辻　秀久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令
　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。
　別表第一中第三百四十九号を第三百五十号とし、第二百七十三号から第三百四十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二百七十二号の次に次の一号を加える。
　二百七十三　プロパノール

　　附　則
　この省令は、公布の日から施行する。